

在宅患者入院支援登録についてのご案内

- 在宅医療を受けている患者さまが、安心して療養生活を続けるためのしくみです。
 - とまこまい医療介護連携センター（以下、連携センター）が介在し、あらかじめ必要な情報を入院支援協力病院及び二次救急対応医療機関へ登録しておきます。
一時的に体調を崩し、在宅かかりつけ医が入院が必要と判断した場合に、連携センターに入院調整依頼をして、スムーズに入院できるようにするしくみです。
※但し、夜間・休日に容態が悪化した場合は「二次救急医療機関から入院支援協力病院へ転院」の流れになります。
「二次救急医療機関から入院支援協力病院へ転院」について
- ① 夜間・休日に容態が悪化した場合、患者さま・ご家族は、訪問看護師もしくはかかりつけ在宅医に連絡してください。
 - ② かかりつけ在宅医の判断で当番の二次救急医療機関に搬送となります。
 - ③ 二次救急医療機関での入院については、二次救急病院の担当医師が入院支援協力病院での治療が可能と判断した時点で転院となります。
 - ④ 連携センターは二次救急医療機関の地域連携室やかかりつけ在宅医と連携をとりながら、入院支援協力病院への転院調整を行います。
 - ⑤ 転院先が決定しましたら、二次救急医療機関の地域連携室から患者さま・ご家族に説明があります。転院先の入院支援協力病院の移動方法については、患者さまの状況により福祉タクシーの利用が必要となる場合もあります。その際の費用については患者さま・ご家族の負担となりますのでご了承ください。
- 長期療養を目的とした入院ではなく、比較的短期間の入院を想定しております。
 - 入院支援協力病院等の医師が在宅での治療が可能と判断した時点で退院となります。

<登録方法について>

- ① このしくみの趣旨をよくご理解頂いた上で、「在宅医療入院支援登録 申込書・登録証」に必要事項を記入してください。
※この登録用紙は下記に関する同意書も含まれます。
 - ・患者さまやご家族の情報を関係医療機関に提供します。
 - ・入院先は希望を考慮いたしますが、調整可能な入院支援協力病院になります。
- ② 別紙の「申込者・登録書」の二次救急対応医療機関と入院支援協力病院の項目に記載されている全ての病院に登録されます。
- ③ 入院支援協力病院においては、「かかりつけ在宅医」と相談した上で入院希望される病院を選択して希望欄に○をつけてください。（複数選択可）
- ④ 受診歴の「有・無」については全ての病院に○をつけてください。
- ⑤ 本登録用紙は記入後、「かかりつけ在宅医」にお渡しください。